

# 令和 6 年度 徳島年末年始無災害運動実施要領

## 1 趣旨

徳島労働局管内における令和 5 年の労働災害による休業 4 日以上の死傷者数（コロナウイルス感染症を除く。以下同じ。）は 796 名、死亡者数は 6 名といずれもその前年を下回ったものの、令和 6 年においては、10 月末時点で死傷者数 607 人（前年同期 564 人）、死亡者数は 5 人（前年同期 4 人）といずれも同期比で前年よりも増加している。

加えて、年末年始は大掃除や機械設備の保守点検・再稼働に係る作業等の非定常作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、多忙による焦りや疲労からミスやエラーが起こりやすくなる。

このため、年末から年始にかけて、死亡労働災害の撲滅と労働災害ゼロを目指して、令和 6 年度「徳島年末年始無災害運動」を県下一斉に展開することとする。

## 2 実施期間

令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 1 月 15 日までとする。

## 3 運動標語

「今年もやります！ 基本作業の徹底 年末年始も無災害」

## 4 主唱者

徳島労働局、管下各労働基準監督署、徳島県労働災害防止関係団体協議会【（一社）徳島県労働基準協会連合会、県下各地方労働基準協会、建設業労働災害防止協会徳島県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会徳島県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会徳島県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会徳島小松島港支部、（一社）日本ボイラ協会徳島支部、（公社）建設荷役車両安全技術協会徳島県支部、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会徳島支部、（独）労働者健康安全機構徳島産業保健総合支援センター】

## 5 事業場の実施事項

### （1）年末年始に実施する事項

- ① 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- ② 安全衛生パトロールの実施
- ③ 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- ④ 年末時期の大掃除等を契機とした 5 S の徹底、掲示や旗の掲げ替え
- ⑤ 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- ⑥ 年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示

### （2）年末年始に実施状況を確認する事項

- ① KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- ② 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- ③ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ④ 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- ⑤ 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- ⑥ 交通労働災害防止対策の推進
- ⑦ 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- ⑧ 高齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠、食事、運動等）に関する健康指導などの実施
- ⑨ 感染症拡大防止対策の徹底

- ⑩ 職場のハラスメント防止につながる取組の推進
- ⑪ 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- ⑫ 安全衛生旗の掲揚、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

## 6 各災害防止関係団体等が実施する事項

- (1) 会員事業場に対する本運動の趣旨の周知徹底
- (2) 安全パトロールの実施等会員事業場の自主的な安全衛生活動の支援
- (3) 「徳島年末年始無災害運動」リーフレット及び各団体等が独自に作成する資料の配布

## 7 徳島労働局が実施する事項

- (1) 新聞等の報道機関、ホームページなどを通じたの広報
- (2) 労働災害防止関係団体、事業者団体等への会員事業場における年末年始無災害運動の取組についての依頼
- (3) 徳島労働局長等による安全パトロールの実施

## 8 各労働基準監督署が実施する事項

- (1) 労働災害防止団体の分会、労働災害防止関係団体協議会及び事業者団体等に対する本運動の実施要請
- (2) 署幹部による安全パトロール等の実施
- (3) 労働災害多発業種及び事業場等に対して、災害の実態に応じた指導等の実施